

令和3年4月改訂版

# 介護福祉士修学資金等貸付事業 の手引き

(介護福祉士・社会福祉士修学資金)



社会福祉法人  
宮崎県社会福祉協議会

# 目次

1	制度の概要	1
	(1) 対象者	
	(2) 貸付額	
	(3) 貸付期間	
	(4) 連帯保証人	
2	貸付けの申請	3
	(1) 申請の方法	
	(2) 募集人数について	
	(3) 養成施設等の推薦にあたっての留意事項	
	(4) 募集期間	
	(5) 申請書類	
3	貸付けの決定等及び通知	6
	(1) 選定方法	
	(2) 結果の通知	
	(3) 借用証書等の提出	
4	修学資金の交付	7
5	授業料減免の支援を受ける際の貸付額変更	8
6	貸付契約の解除及び貸付けの休止	9
7	貸付けの辞退	10
8	再受験・返還免除対象業務予定者	11
	(1) 再受験予定借受人	
	(2) 対象業務従事予定借受人	
9	返還	12
10	返還の猶予	13
11	返還の免除	15
	(1) 当然免除について	
	(2) 裁量免除について	
	(3) 業務従事期間の計算方法	
12	延滞利息	18
13	届出	19
14	現況報告	20
15	提出先及び問合せ先	20
16	宮崎県内の養成施設等一覧	21
17	各種申請・届出等に必要書類一覧	22
18	貸付けまでのスケジュール予定	25
	資料集	29

# 1 制度の概要

---

宮崎県社会福祉協議会（以下「宮崎県社協」という。）では、人材の福祉・介護分野への参入を促し、質の高い人材の確保・定着を図ることを目的に、宮崎県内及び県外の養成施設等<sup>1</sup>に在学し、介護福祉士・社会福祉士を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを行います。

この貸付金は、宮崎県内で5年間介護又は相談援助等の対象業務<sup>2</sup>に従事した場合、返還が免除されます。

## (1) 対象者<sup>3</sup>

- ① 宮崎県内の養成施設等へ在学し（養成施設等における修学の支援を目的とした国又は県が実施する他の事業等の対象となった者<sup>4 5</sup>を除く。）、養成施設等を卒業した日から1年以内に、宮崎県内又は県外<sup>6</sup>で介護又は相談業務等の対象業務に従事しようとする者
- ② 宮崎県に住民登録されている、又は前年度まで住民登録されていた者であって、本県以外の養成施設等へ在学し（養成施設等における修学の支援を目的とした国又は県が実施する他の事業等の対象となった者<sup>4 5</sup>を除く。）、養成施設等を卒業した日から1年以内に、宮崎県内又は県外<sup>6</sup>で介護又は相談業務等の対象業務に従事しようとする者

---

1 養成施設等とは、社会福祉士法第7条第2号若しくは第3号又は介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設になります。

2 対象業務とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は同通知の別添1及び別添1に定める施設の長の業務とします。

3 年齢制限はありません。

4 養成施設等における修学の支援を目的とした国又は県が実施する他の事業等の対象となった者とは、離職者訓練による介護福祉士訓練の受講者、生活福祉資金における修学資金の借受人、母子福祉資金における修学貸付の借受人等、国又は県の予算措置により実施する事業の対象者のことを言います（ハローワークの専門実践教育訓練給付は除く。）。

5 日本学生支援機構の「奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の利用については、学生等の個別の状況に応じ、併給することが真にやむを得ないと認められる場合は、対象者となりますが、各養成施設等内での対象者の選考に当たっては、十分考慮をお願いします。

6 県外においては、国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設その他貸付実施細則第3条第1項第1号①アで定める機関（以下これらを「国立更生支援機関」という。）に限ります。

- ③ ①及び②に限らず、養成施設等を卒業した日から1年以内に、宮崎県内又は県外<sup>6</sup>で介護又は相談業務等の対象業務に従事しようとする者

(2) 貸付額<sup>7</sup>

修学資金	月 額	5万円以内
	入学準備金	20万円以内
	就職準備金	20万円以内 <sup>8</sup>
	国家試験受験対策費用	一年度当たり4万円 <sup>9</sup>
	生活費加算月額	3万円以内 <sup>10</sup>

(3) 貸付期間

養成施設等に在学する期間<sup>11</sup>

(4) 連帯保証人<sup>12</sup>

1名

【要件】

- ① 独立の生計を営む成年者
- ② 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人とする。ただし、法定代理人のうち前項の要件を満たす者がいない場合は、この限りではない。<sup>13</sup>

---

7 貸付の初回に入学準備金、最終回に就職準備金として、それぞれ20万円以内を加算することができます。なお、準備金だけの貸付けはできません。

また、貸付対象者が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては初回又は最終回のいずれかに限ります。

8 就労しながら通信課程に通う学生については、就職準備の必要がないことから、就職準備金の貸付けは行いません。

9 当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意志のある者が加算の対象となります。

10 貸付申請時に生活保護受給世帯の学生に限り、生活費加算を申請することができます。ただし、入学後、生活保護の適用がないことが前提となります。

11 原則、正規の修学期間とします。

12 借受人が借り受けた修学資金については、連帯してその債務を負担していただきます。

13 未成年者の場合、連帯保証人は法定代理人となっていますが、法定代理人である方が生活保護受給者であったり、無収入であるなどの場合は、連帯保証人になることはできませんので、資力のある者を別に保証人として立てる必要があります。また、生計が別であっても住所が一緒の場合については、同一生計としてみなされる場合があります。その場合は、他に連帯保証人を立てていただくこととなります。

## 2 貸付けの申請

---

### (1) 申請の方法

#### ① 新規借受人

##### ア 養成施設入学前の場合

借受人は、宮崎県社協の会長が定める期間内に、申請に必要な書類（本手引書4ページ(5)の①に記載されている書類）一式を宮崎県社協へ直接提出してください。※在学している高等学校等の長の推薦状が必要となります。

##### イ 養成施設入学後の場合

借受人は、養成施設が定める期間内に、申請に必要な書類（本手引書4ページ(5)の①に記載されている書類）一式を養成施設へ提出し、養成施設が取りまとめの上、宮崎県社協へ提出してください。※養成施設等の長の推薦状が必要となります。

#### ② 生活費加算借受人

原則として、養成施設等への入学前に宮崎県社協、若しくは、生活費加算借受人の居住地を管轄する福祉事務所より申請書類を受け取ってください。

養成施設等への入学選考後、申請書類を養成施設等で取りまとめの上、申請してください。

### (2) 募集人数について

予算の状況により、各年度の募集人数は異なります。

募集人数については、貸付対象者の人数等より算出し、養成施設等へお知らせします。

### (3) 養成施設等の推薦にあたっての留意事項<sup>14</sup>

- ① 成績が優秀で品行が正しく、将来優れた介護福祉士等になることが十分期待される学生であり、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる方を優先して推薦すること。
- ② 養成施設等を卒業後、宮崎県内で介護福祉士等としての業務に従事しようとする意思を持っていることを確認の上、推薦すること。
- ③ 推薦状の推薦理由の欄には、成績や生活態度など推薦する理由を具体的にわかりやすく記載するとともに、推薦順位を記入すること。

---

14 推薦いただいた方が、必ず貸付けされるとは限りません。

#### (4) 募集期間 <sup>15</sup>

- ① 新規借受人：貸付けを受けようとする年度の4月初旬（又は入学後）から4月末日  
※入学前申請にあつては、宮崎県社協会長の定める期間
- ② 継続借受人：貸付けを受けようとする年度の前年度の2月初旬から2月末日
- ③ 生活費加算借受人：貸付けを受けようとする年度の前年度（入学試験選考後から入学前）<sup>16</sup>

#### (5) 申請書類

##### ① 新規借受人

- ・ 貸付申請書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第3号）
- ・ 世帯全員の所得証明書<sup>17</sup>
- ・ 連帯保証人の所得証明書<sup>18</sup>
- ・ 養成施設等の長（入学前申請にあつては高等学校長等）の推薦状（様式第4号）
- ・ 個人情報取り扱い同意書（様式第5号）

##### ② 継続借受人

- ・ 貸付継続申出書（様式第2号）
- ・ 養成施設等の長の推薦状（様式第4号）

##### ③ 生活費加算借受人

- ・ 貸付申請書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第3号）
- ・ 世帯全員の所得証明書<sup>17</sup>
- ・ 連帯保証人の所得証明書<sup>18</sup>
- ・ 個人情報取り扱い同意書（様式第5号）

---

15 新規借受人とは、貸付けを受けようとする者をいい、継続借受人とは、既に貸付の決定を受け、修学資金の貸付けを受けている者をいい、生活費加算借受人とは、生活費加算を受けようとする者をいいます。

また、在校生であつて、新たに貸付けを希望するものについても、経済状等の理由から、修学資金貸付の必要性が認められる場合には、対象となります。

16 入学後の申請は、新規借受人と同様の募集期間となります。

17 最新のもので、本人及び生計を同一する家族で所得のある者全員分必要です。

18 連帯保証人を法人とする場合は、所得証明書に換えて、法人の財務状況が確認できる書類（損益計算書、貸借対照表）の他、理事会議事録（連帯保証人承諾について確認できる議事録）、国税、県税、市町村税に未納が無いことを証明する書類、法人の定款写し（公益事業「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業」が謳ってある条文を含む。）を提出いただきます。

- ・生活保護受給証明書<sup>19</sup>
- ・養成施設等の長の推薦状<sup>20</sup>
- ・福祉事務所長が発行する意見書<sup>21</sup>

---

19 生活費加算借受人が福祉事務所長へ発行を依頼し、受領します。

20 生活費加算借受人で、入学後に申請のあった者に限ります。(入学前に内定通知を受けている者は入学後に在学証明書を提出します。)

21 宮崎県社協が福祉事務所長へ発行を依頼し、受領します。

### 3 貸付けの決定等及び通知

---

#### (1) 選定方法

書類選考を行い、決定します。

#### (2) 結果の通知

##### ① 新規借受人

貸付けを受けようとする年度の5月下旬頃に、養成施設等の長を経由して申請者及び養成施設等長あてに結果を通知します。

※入学前申請にあっては、高等学校長等を経由して申請者へ貸付内定の結果を通知します。

##### ② 生活費加算借受人

入学選考後、申請者及び養成施設等長並びに福祉事務所長あてに内定を通知します。

#### (3) 借用証書等の提出

貸付けの決定等を受けた者は、次に掲げる書類を提出してください。

##### 【提出書類】

- ・ 借用証書（様式第9号）<sup>22</sup>
- ・ 振込口座届出書（様式第10号）
- ・ 通帳（名義、支店、口座番号が記載されている面）のコピー
- ・ 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書
- ・ 福祉事務所長が発行する世帯分離証明書（生活費加算借受人）<sup>23</sup>
- ・ 養成施設等の長が発行する在学証明書（内定通知を受けた者に限る。）<sup>24</sup>

---

22 借用証書（様式第9号）には、借用金額に応じた額の印紙を借受人が貼付してください。

23 生活費加算と生活保護は同時に受けることができないため、生活費加算借受人が入学した場合、福祉事務所が世帯分離を行います。生活費加算借受人は福祉事務所に申請します。

24 生活費加算借受人で内定通知を受けている者は、養成施設校等へ入学後、世帯分離証明書とあわせて提出します。



## 4 修学資金の交付

---

年2回、分割により交付し、交付時期や振込額については、書面にてお知らせします。<sup>25</sup>

### 【振込予定日】

- ① 新規借受人：貸付けを受けようとする年度の7月1日と10月1日  
※入学前申請にあつては、貸付けを受けようとする年度の5月1日と10月1日
- ② 継続借受人：貸付けを受けようとする年度の5月1日と10月1日
- ③ 生活費加算借受人：貸付けを受けようとする年度の5月1日<sup>26</sup>と10月1日

※ 上記予定は、養成施設の授業料が減免になる「高等教育の修学支援新制度」を申し込んでいない、又は今後も申し込みを行わない場合です。「高等教育の修学支援新制度」を申し込んでいる、又は入学後に申し込む場合は、「高等教育の修学支援新制度」の採用結果をもとに、介護福祉士修学資金の貸付額を決定します（採用結果により貸付額を減額する必要があるため）。よって、上記予定よりも交付の時期が遅れます。

---

25 入学準備金は入学年度に、就職準備金は卒業年度に交付します。

26 内定通知を受けた者に限ります。入学後の申請は、原則として、新規借受人と同様に7月1日と10月1日とします。

## 5 授業料減免の支援を受ける際の貸付額変更

---

既に貸付けの決定を受けた後に、「高等教育の修学支援新制度」で授業料等の減免を受けることとなった場合、または、家庭の収入状況の変更等により授業料等の減免額に変更が生じた場合は、修学資金の貸付額を変更しなければなりません。

貸付額を変更するときは、貸付変更申請書（様式第1－2号）、高等教育の修学支援新制度の授業料等減免額が決定した通知の写しを提出してください。

### (1) 貸付額の決定方法

変更申請額が適正か審査を行い、変更額を決定します。

### (2) 結果の通知

養成施設等の長を経由して申請者及び養成施設等長あてに結果を通知します。

### (3) 変更借用証書の提出

貸付額の変更決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出してください。

#### 【提出書類】

- ・変更借用証書（様式第9－2号）<sup>27</sup>

---

<sup>27</sup> 変更借用証書（様式第9－2号）には、変更前と変更後で生じた貸付額の差額に応じた金額の印紙を借受人が貼付してください。

## 6 貸付契約の解除及び貸付けの休止

---

借受人に次の事項のいずれかの該当する事実が生じたときは、貸付契約の解除又は貸付けの休止を行います。

解除又は休止を行うときは、書面により借受人（借受人が死亡した場合にあっては、その相続人）及び連帯保証人に通知します。

### 【事項】

- ① 退学
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったこと
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められること
- ④ 死亡
- ⑤ 休学又停学（その事実の生じた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで）<sup>28</sup>
- ⑥ 貸付けの辞退（辞退の申出のあった日の属する月の翌月分から）
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認めるに足りる相当の理由があること

---

28 既に貸付けを受けている場合については、以下のどちらかを選択してください。

- ① 次回の交付額を休学又は停学の期間に応じて減額する
- ② 貸付期間終了後に休学又は停学の期間に応じて返還する

## 7 貸付けの辞退

---

修学資金の貸付期間中に貸付けを辞退する場合、貸付契約解除申出書（様式第13号）により、契約解除の申出を行ってください。

なお、契約解除の申出があった場合、申出のあった日の属する月の翌月分から貸付けを行いません。

## 8 再受験・返還免除対象業務従事予定者

---

### (1) 再受験予定借受人

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により社会福祉士国家試験を受験できなかった場合又は社会福祉士国家試験に合格できなかった借受人で、卒業年度<sup>29</sup>の翌年度又はそれ以降も国家試験を受験し合格する意思がある者をいいます（再受験予定借受人の申請をする場合、毎年受験していただきます）。

#### 【認定の手続き】

国家試験の合格発表の日から起算して20日以内に、再受験予定借受人認定申請書（様式第20号）、不合格通知書（やむを得ない理由により受験できなかった場合はそれを証する書類）を提出（認定を受ける場合は毎年提出）してください。

#### 【決定方法】

書類審査を行い、書面により結果を通知します。

### (2) 返還免除対象業務従事予定借受人

養成施設等卒業した日から1年を経過する日までに、社会福祉士又は介護福祉士の資格を取得し、宮崎県内において、又は県外の国立更生援護機関において、返還免除対象業務以外の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の業務（以下「返還免除対象外社会福祉業務」という。）に従事することを開始し、かつ、引き続き対象外社会福祉業務に従事している借受人で、県内において、又は県外の国立更生援護機関において、対象業務に従事する意思がある者をいいます。

#### 【認定の手続き】

対象外社会福祉業務に従事した日から起算して20日以内に、返還免除対象業務従事予定借受人認定申請書（様式第18号）、資格の登録を受けたことを証する書類、業務従事届出書（様式第19号）を提出してください。

#### 【決定方法】

書類審査を行い、書面により結果を通知します。

---

<sup>29</sup> 社会福祉士養成施設の通信課程1年7か月のところにおいては、卒業した日の属する年度を卒業年度とします。

## 9 返還

借受人に次の事項に該当する事実が生じたとき（再受験・返還免除対象業務従事予定者については、別表1のとおり読み替える）は、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（修学資金が貸付けされなかった期間を除く。）の2.5倍に相当する期間（返還の債務の猶予がなされたときは、この期間と当該猶予の期間と合算した期間）内に、返還しなければなりません。

返還方法は、月賦又は半年賦の均等払としますが、繰上償還を行うこともできます。

### 【事項】

- ① 修学資金の貸付契約を解除されたとき。
- ② 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は宮崎県の区域内及び県外の国立更生援護機関において対象業務に従事しなかったこと。
- ③ 宮崎県の区域内において、対象業務に従事しようとする意思がなくなったこと。
- ④ 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までの間に、死亡し、又は心身の故障により対象業務に従事することができなくなったこと（貸付実施細則第7条第1項第1号②に該当する場合を除く。）。
- ⑤ 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までの間に、返還の債務の履行の猶予がなされなかったこと。

### 【返還の手続き】

返還の理由が生じた日から起算して20日以内に、返還方法申出書（様式第22号）を提出してください。

### 【償還開始】

償還開始については、書面にて通知し、償還計画票及び払込票により返還していただきます。

#### (別表1) 【再受験予定借受人】

「養成施設等を卒業した日」 ⇒ 「国家試験に合格した日」に読み替え

#### 【対象業務従事予定借受人】

「卒業した日から1年」 ⇒ 「卒業した日から2年」に読み替え

## 10 返還の猶予

借受人に次の事項に該当する事実があるときは、その事実が継続している間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予します。

### 【事項】

- ① 修学資金の貸付けを中止された後も引き続き当該養成施設等に在学していること。<sup>30</sup>
- ② 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日（再受験・返還対象業務従事予定借受人については、別表2に定める日）までに、宮崎県において、又は県外の国立更生援護機関において、介護福祉士等として対象業務に従事する事を開始し、かつ、引き続き対象業務に従事していること。<sup>31 32</sup>
- ③ 養成施設等を卒業した後、さらに他種の養成施設等に在学していること。<sup>33</sup>
- ④ 災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金の返還が困難であること。<sup>34</sup>

(別表2) 【再受験予定借受人】

国家試験に合格した日から1年を経過する日

【対象業務従事予定借受人】

養成施設等を卒業した日から2年を経過する日

30 留年・休学・停学いずれも養成施設等に在学していることから、対象となります。

31 対象業務の従事とは、国家資格取得後の業務のことをいい、国家資格の登録を受けて、県内で対象業務に従事した日の属する月から業務開始とみなします。

32 結婚等の理由で返還の当然免除要件の年数未滿で離職した場合、離職した翌月より償還が開始されますが、償還期間が終了する以前に復職すれば、その後の返還を猶予することができます。

復職が償還日前の場合は、復職した月から返還猶予、復職が償還日後の場合は、復職した月の翌月から返還猶予となります。

33 介護福祉士を養成する養成施設等を卒業した借受人にあつては社会福祉士を養成する養成施設等、社会福祉士を養成する養成施設等を卒業した借受人にあつては介護福祉士を養成する養成施設等になります。

また、他種の養成施設等には、福祉系大学や看護師養成所は含まれません。

ただし、学生であることによる経済状況等を考慮し、福祉系大学等において引続き学生になる場合においては、「その他やむを得ない理由」として返還を猶予します。

34 その他やむを得ない理由とは、育児休業や産休期間中等、対象業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を言います。

### 【返還猶予の手続き】

返還猶予申請書（様式第27号）に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

- ① 養成施設等に在学している場合
  - ・当該養成施設等の長が発行する在学証明書
- ② 介護福祉士、社会福祉士として対象業務に従事している場合
  - ・資格の登録を受けたことを証する書類
  - ・業務従事届出書（様式第19号）
  - ・介護福祉士国家試験合格を証する書類（介護福祉士国家試験に合格した者のみ）
- ③ その他
  - ・その状況を証明する書類

### 【決定方法】

書類審査を行い、書面により結果を通知します。

### 【重要！】

「介護福祉士の資格取得について」

介護福祉士養成施設をルートとする国家資格取得については、平成29年4月1日から令和9年3月31日までに養成施設を卒業した者は、国家試験に合格しなくても5年間の実務従事をとおして国家資格を取得することが可能です。

しかし、その場合には、5年間継続して介護等の業務に従事することが条件となっており、介護福祉士養成施設を卒業した年度の翌年度4月1日から連続して1,825日（365日×5年間）以上であり、かつ、当該期間の中で介護等の業務に従事した期間が通算900日以上でなければなりません。つまりは、1日たりとも離職期間があってはならないこととなり、1日でも職期間が発生すると、5年以上介護福祉士として介護等の業務に従事することが不可能となり、貸付金の返還が生じますのでご注意ください。



## 1 1 返還の免除

### (1) 当然免除について

借受人に次の事項に該当する事実が生じたときは、その者に係る修学資金の返還の債務を免除します。

#### 【事項】

- ① 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日（特別の事業にある借受人については、手引き13ページ別表2に定める日）までに、宮崎県内において、又は県外の国立更生援護機関において、介護福祉士等として対象業務に従事し、かつ、5年間対象業務に従事したこと。 35 36 37 38 39
- ② 前項の事実が継続している間に、対象業務上の理由により死亡し、又は対象業務に起因する心身の故障のために当該業務に従事することができなくなったこと。

- 
- 35 当然免除要件となる5年間の内、介護等の業務に従事した日数が900日以上必要となります。  
また、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する区域をいう。）において対象業務に引き続き従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者。）が対象業務に従事した場合にあっては、3年間です。内、介護等の業務に従事した日数は540日以上必要となります。  
ただし、あくまで過疎地域での連続した業務従事期間が3年に達した時点で当然免除要件を満たすものであり、例えば、過疎地域での連続した業務従事期間が3年に満たない時点で過疎地域以外の通常地域での業務に従事した場合、過疎地域及び通常地域において、通算5年に達した時点で当然免除要件を満たしたものととして扱います。
- 36 当然返還免除要件となる5年間の業務は、原則、連続している必要がありますが、当初就職した事業所を退職し、新たな就職先を探している場合など、連続している状態と同視できる特段の事業がある場合には、通算できますが、業務従事期間には算入しません。  
一方、結婚等の理由で返還の当然免除要件の年数未満で離職した場合、翌月より償還が開始されますが、償還期間が終了する以前に復職すれば、その後の返還を猶予することができます。ただし、その後業務に継続して従事し、離職前の業務従事期間と足し合わせて当然免除要件を満たした場合でも、復職するまでに返還した貸付金については返還免除の対象とはなりません。
- 37 相談援助業務又は介護等業務いずれかの対象業務に従事すればよく、相談援助業務から介護等業務へ、あるいはその逆に変更した場合も業務従事期間に算入します。  
ただし、介護福祉士養成施設の借受人は「介護福祉士」、社会福祉士養成施設の借受人は「社会福祉士」の国家資格取得が前提となります。
- 38 ホームヘルパー・家政婦等の対象業務に従事した者について、当然免除を行う場合においては、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,825日以上であり、かつ介護等の業務に従事した日数が900日以上であることが必要となります。  
一方、当然免除要件となる業務従事期間が3年間である中高年離職者等については、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,095日以上であり、かつ介護等の業務に従事した日数が540日以上とします。  
なお、同時に2つ以上の事業所等において対象業務に従事した期間は1つの期間として計算し、通算しないものとします。
- 39 他種の養成施設等における修学、災害、疾病その他やむを得ない事由により対象業務に従事できなかった場合は、引き続き対象業務に従事しているものとみなしますが、業務従事期間には算入しません。  
また、やむを得ない理由とは、育児休業や産休期間中等、対象業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を言います。

## (2) 裁量免除について

借受人に次の事項に該当する事実が生じたときは、当該各号に定める額の範囲内で返還の債務を免除します。

### 【事項】

- ① 死亡し、又は心身の故障のために修学資金を返還することができなくなったこと<sup>40</sup>  
⇒返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。
- ② 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したこと ⇒返還の債務の額の全部又は一部。
- ③ 県内又は県外の国立更生援護機関あるいは東日本大震災等の被災県において、介護福祉士等として対象業務に従事した期間の月数の合計数が修学資金の貸付けを受けた期間の月数（以下「貸付月数」という。）以上となったこと<sup>41</sup> ⇒返還の債務の額の全部又は一部

### 【返還免除の手続き】

返還免除申請書（様式第15号）に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

- ① 介護福祉士等として対象業務に従事している場合
  - ・ 資格の登録を受けたことを証する書類
  - ・ 返還免除対象業務従事期間証明書（様式第16号）
- ② その他
  - ・ その状況を証明する書類

### 【決定方法】

書類審査を行い、書面により結果を通知します。

---

40 相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用します。

41 貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であって、本人の責による事由により免職された者、特別な事業がなく恣意的に退職した者については、適用しません。

### (3) 業務従事期間の計算方法

業務従事期間は、国家資格取得後の業務のことをいい、国家資格の登録を受けて、県内又は県外の国立更生援護機関で対象業務に従事した時から起算します。

従って、国家資格の登録日が業務従事開始日以降となった場合は、登録日の属する月から業務従事期間として算定しますので、御留意ください。

業務従事期間の計算は、月数によるものとし、介護等の対象業務に従事した日の属する月から、当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入します。

ただし、当該業務従事期間中に、他種の養成施設等における修学、災害、疾病その他やむを得ない事由により対象業務に従事できなかった期間があるときは、それらの事実が生じた日が属する翌月から、それらの事実の終了する日の属する月までの月数を除くものとします。

また、1日あたりの就業時間が短時間の場合であっても、1日勤務したものとみなします。

## 12 延滞利息

---

借受人は、正当な理由がなくて、最終償還日までに修学資金を返還しなかったときは、最終償還日の翌日から償還が終了する日までの期間の日数に応じ、滞納額につき年3%の割合（2月29日を含む1年についても、同じ割合とする。）による遅延利息が発生します。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しません。

### 13 届出

次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める書類を提出してください。

	事 項	届出書類	様 式
借 受 人	修学資金の貸付額を変更する とき	貸付変更申請書	様式第1-2号
		修学支援新制度の授業料等減 免額が決定した通知の写し	—
	修学資金の振込口座を変更 するとき	振込口座変更届出書	様式第10号
	連帯保証人が変更したとき	連帯保証人変更届 ※印紙200円の貼付が必要です。	様式第11号
		新連帯保証人の印鑑証明書	—
	返還方法の変更をするとき	返還方法変更申出書	様式第23号
	住所・氏名などを変更 したとき	借受人住所等変更届出書	様式第29号
		証明する書類 (戸籍抄本、住民票等)	—
	退学、休学、停学、復学 したとき	借受人退学等届出書	様式第30号
	養成施設等を卒業したとき	養成施設等卒業届出書	様式第31号
		卒業証書(写)	—
	連帯保証人の住所・氏名に 変更があったとき	連帯保証人住所等変更届出書	様式第32号
		証明する書類 (戸籍抄本、住民票等)	—
返還猶予を受けている者が 従事先を変更したとき	従事先変更届出書	様式第33号	
対象業務に従事することを 中止したとき	退職届出書	様式第34号	
返還猶予を受けている事由に 変更があったとき	返還猶予事由変更届出書	様式第35号	
連 帯 保 証 人	連帯保証人に係る借受人が 死亡したとき	借受人死亡届出書	様式第36号
		事実を証明する書類 (住民票の除票等)	—

## 14 現況報告

---

修学資金の返還の猶予を受けている者は、毎年4月1日現在の状況について、4月15日までに現況報告を行ってください。

### 【現況報告の手続き】

借受人現況報告書（様式第37号）に次に掲げる書類を添付して提出してください。

- ① 介護福祉士等として対象業務に従事している場合
  - ・ 返還免除対象業務従事期間証明書（様式第16号）
  - ・ 介護福祉士国家試験合格を証する書類（介護福祉士国家試験に合格した者のみ）
  
- ② その他
  - ・ その状況を証明する書類

## 15 提出先及び問合せ先

---

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会／福祉人材貸付相談室

〒880-8515 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター人材研修館4階

TEL：0985-61-2424 FAX：0985-26-2828

## 16 宮崎県内の養成施設等一覧

### 【介護福祉士養成施設】

学校名	課程名	修業年限
宮崎医療管理専門学校	介護福祉科	2年
宮崎福祉医療カレッジ	介護福祉士学科	2年
都城コアカレッジ	介護福祉学科	2年
宮崎保健福祉専門学校	介護福祉学科	2年
宮崎学園短期大学	専攻科 福祉専攻	1年
九州保健福祉大学	社会福祉学部 臨床福祉学科 臨床福祉専攻 介護福祉コース	4年
豊心福祉学園	介護福祉学科	2年

### 【社会福祉士養成施設】

学校名	課程名	修業年限
宮崎福祉医療カレッジ	社会福祉士学科 (昼間課程)	1年
	社会福祉士学科 (通信課程)	1年6か月

## 17 各種申請・届出等に必要な書類一覧

事 項		書 類	様 式
貸付けの申請をするとき	①新規借受人	貸付申請書	様式第1号
		誓約書	様式第3号
		所得証明書 (最新のもので、本人及び生計を同一する家族で所得のある者全員分)	—
		養成施設等の長(入学前申請にあつては高等学校長等)の推薦状	様式第4号
		個人情報取り扱い同意書	様式第5号
	②継続借受人	貸付継続申出書	様式第2号
		養成施設等の長の推薦状	様式第4号
	③新規で生活費加算借受人	貸付申請書	様式第1号
		誓約書	様式第3号
		生活保護受給証明書	—
養成施設等の長の推薦状(新規借受人と同様に、入学後に申請する場合)		様式第4号	
個人情報取り扱い同意書		様式第5号	
貸付けの決定等を受けたとき	借用証書	様式第9号	
	振込口座届出書	様式第10号	
	借受人及び連帯保証人の印鑑証明書	—	
	世帯分離証明書(生活費加算借受人のみ)	—	
	在学証明書(入学前内定通知を受けた者のみ)	—	
貸付けの決定後に、高等教育の修学支援新制度の支援を受けることが決定したとき	貸付変更申請書	様式第1-2号	
	修学支援新制度の授業料等減免額が決定した通知の写し	—	
貸付けの変更決定を受けたとき	変更借用証書	様式第9-2号	
貸付期間中に修学資金の貸付けを辞退するとき	貸付契約解除申出書	様式第13号	
特別な事由にある借受人の認定を受けようとするとき	①再受験予定借受人※社会福祉士のみ	再受験予定借受人認定申請書	様式第20号
		不合格通知書(写)又はやむを得ない事由を証する書類	—
	②対象業務従事予定借受人	返還免除対象業務従事予定借受人認定申請書	様式第18号
		資格の登録を受けたことを証する書類	—
		業務従事届出書	様式第19号



事 項		書 類	様 式
返還をするとき		返還方法届出書	様式第22号
返還の猶予を受けようとするとき	①介護福祉士等して対象業務に従事している場合	返還猶予申請書	様式第27号
		業務従事届出書	様式第19号
		介護福祉士または社会福祉士登録書(写)	—
		介護福祉士国家試験合格通知書(写) ※介護福祉士国家試験に合格した者のみ	—
	②他の養成施設等に在学している場合	返還猶予申請書	様式第27号
		当該養成施設等の長が発行する在学証明書	—
	③その他	返還猶予申請書	様式第27号
		その状況を証明する書類	—
返還の免除を受けようとするとき	①介護福祉士等して対象業務に従事している場合	返還債務免除申請書	様式第15号
		介護福祉士または社会福祉士登録書(写)	—
	②その他	返還債務免除申請書	様式第15号
		その状況を証明する書類	—
修学資金の振込口座を変更するとき		振込口座変更届出書	様式第10号
連帯保証人が変更したとき		連帯保証人変更届出書 ※200円の印紙の貼付が必要です。	様式第11号
		新連帯保証人の印鑑証明書	—
返還方法の変更をするとき		返還方法変更届出書	様式第23号
借受人の住所・氏名などを変更したとき		借受人住所等変更届出書	様式第29号
		証明する書類(戸籍抄本、住民票等)	—
退学、休学し、停学、復学したとき		借受人退学等届出書	様式第30号
養成施設等を卒業したとき		養成施設等卒業届出書	様式第31号
		卒業証書(写)	—
連帯保証人の住所・氏名に変更があったとき		連帯保証人住所等変更届出書	様式第32号
		証明する書類(戸籍抄本、住民票等)	—
返還猶予を受けている者が従事先を変更したとき		従事先変更届出書	様式第33号
対象業務に従事することを中止したとき		退職届出書	様式第34号

事 項		書 類	様 式
返還猶予を受けている事由に変更があったとき		返還猶予事由変更届出書	様式第35号
連帯保証人に係る借受人生が死亡したとき		借受人死亡届出書	様式第36号
		事実を証明する書類（住民票の除票等）	—
現況報告 (返還の猶予を受けている者)	①介護福祉士等して対象業務に従事している場合	借受人現況報告書	様式第37号
		返還免除対象業務従事期間証明書	様式第16号
		介護福祉士国家試験合格通知書（写） ※介護福祉士国家試験に合格した者のみ（過去に提出済みの者は提出不要）	—
	②その他	借受人現況報告書	様式第37号
		事実を証明する書類（住民票の除票等）	—

## 18 貸付までのスケジュール予定

### (1) 新規借受人・継続借受人への貸付

日程	県社協	養成施設等	借受人（入学前申請）	借受人（入学後申請）	
前年度	7月～	<p>○養成施設等へ 入学希望者人数の聞き取り</p> <p>○借受人（入学前申請）へ 随時内定通知を送付</p>	<p>○借受人へ 入学前貸付申請の案内</p>	<p>○県社協へ 申請書（様式1号）、誓約書（様式3号）、推薦状（様式4号）、個人情報取扱い同意書（様式5号）、所得証明書を提出</p>	
	1月	<p>○養成施設等へ 継続借受人への申請書及び推薦状の提出依頼（2月末日まで）</p>			
	2月	<p>○養成施設等へ 借受人（入学後申請）への申請書及び推薦状の提出依頼（4月末日まで）</p>	<p>○県社協へ 継続借受人の継続申請書等に養成施設等の長の推薦状（様式4号を添え提出（2月末日まで）</p>		
修学資金を受けようとする年度	4月	<p>○養成施設等へ 借受人（入学前申請）の貸付決定及び通知（様式7・8号、借用書等） ※養成施設等の長を経由して本人へ通知</p> <p>○養成施設等へ 継続借受人への交付のお知らせ（様式12） ※養成施設等の長を経由して本人へ通知</p>	<p>○借受人（入学前申請）へ 県社協からの通知をもって、借受人（入学前申請）へ貸付決定を通知（様式7号、借用書等）</p> <p>○県社協へ 借受人（入学後申請）の申請書等に養成施設等の長の推薦状（様式4号）を添え提出（4月末日まで）</p> <p>○継続借受人へ 県社協からの通知をもって、交付のお知らせ（様式12）</p>	<p>○養成施設等へ 貸付決定通知を受け、借用証書（様式9号）、印鑑証明、振込口座申出書（様式10号）、在学証明書を提出（4月中旬まで）</p>	<p>○養成施設等へ 申請書（様式1号）、誓約書（様式3号）、個人情報取扱い同意書（様式5号）、所得証明書を提出（4月末日まで）</p>
	5月	<p>○借受人（入学前申請）へ 貸付金：5月1日交付</p> <p>○継続借受人へ 貸付金：5月1日交付</p> <p>○養成施設等へ 借受人（入学後申請）の貸付決定及び通知（様式7・8号、借用書等） ※養成施設等の長を経由して本人へ通知</p>	<p>○借受人（入学後申請）へ 県社協からの通知をもって、借受人（入学後申請）へ貸付決定を通知（様式7号、借用書等）</p>	貸付開始	
	6月				<p>○養成施設等へ 貸付決定通知を受け、借用証書（様式9号）、印鑑証明、振込口座申出書（様式10号）を提出（6月中旬まで）</p>
	7月	<p>○借受人（入学後申請）へ 貸付金：7月1日交付</p>			貸付開始

(2) 生活費加算借受人への貸付

日程	県社協	福祉事務所	養成施設等	生活費加算借受人
前年度 10月～	○福祉事務所へ 申込み（見込み）数の把握、人数調整 意見書の発行依頼・受領	○県社協へ 対象者数の回答 意見書の発行		
		○借受人へ 生活保護受給証明書の発行		○福祉事務所へ 生活保護受給証明書の請求
			○県社協へ 入学選考後、生活費加算予定者が合格の場合、申請書（様式1号）、誓約書（様式3号）、個人情報取扱同意書（様式5号）、生活保護受給証明書を願書に添えて提出。	○養成施設等へ 申請書（様式1号）、誓約書（様式3号）、個人情報取扱同意書（様式5号）、生活保護受給証明書を願書に添えて提出
	○福祉事務所・養成施設等・借受人へ 生活費加算予定者の内定及び通知		○借受人へ 入学選考後、生活費加算予定者が不合格の場合、申請書類一式を申請者へ返却。	
修学資金を受けようとする年度 4月		○借受人へ 世帯分離証明書の発行		○福祉事務所へ 世帯分離証明書の申請・受領
			○借受人へ 在学証明書の発行	○養成施設等へ 在学証明書の申請 ○県社協へ 世帯分離証明書・在学証明書を提出
	○福祉事務所・養成施設等・借受人へ 貸付決定及び通知（様式7号）			○養成施設等へ 貸付決定通知を受け、4月中旬までに、借用証書（様式9号）、印鑑証明、振込口座申出書（様式10号）を提出。
5月	○借受人へ 貸付金：5月1日交付。			貸付開始

※ 入学選考日、申請書類の提出日等により、スケジュールの都合上、内定を通知できない場合があります。

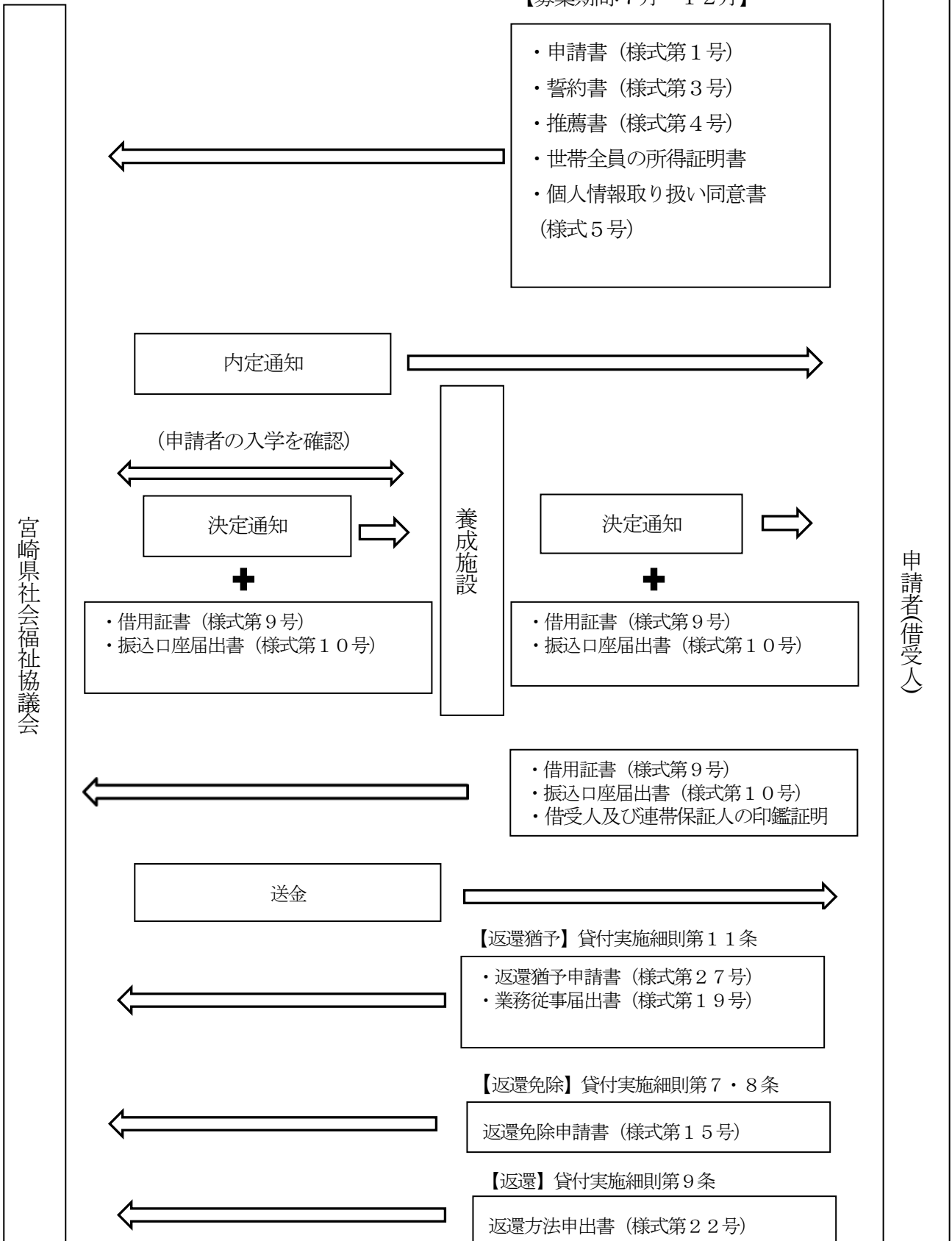
※ 入学選考後の申請については、原則として、借受人（入学後申請）と同様のスケジュールでの取扱いとなります。

※ 高等教育の修学支援新制度を申し込んでいる場合は、新制度の支援決定通知が行われてから当修学資金貸付の決定を行いますので、送金の時期が通常よりも2か月程遅れます。

# 〔介護福祉士修学資金貸付申請手続・契約等の流れ〕

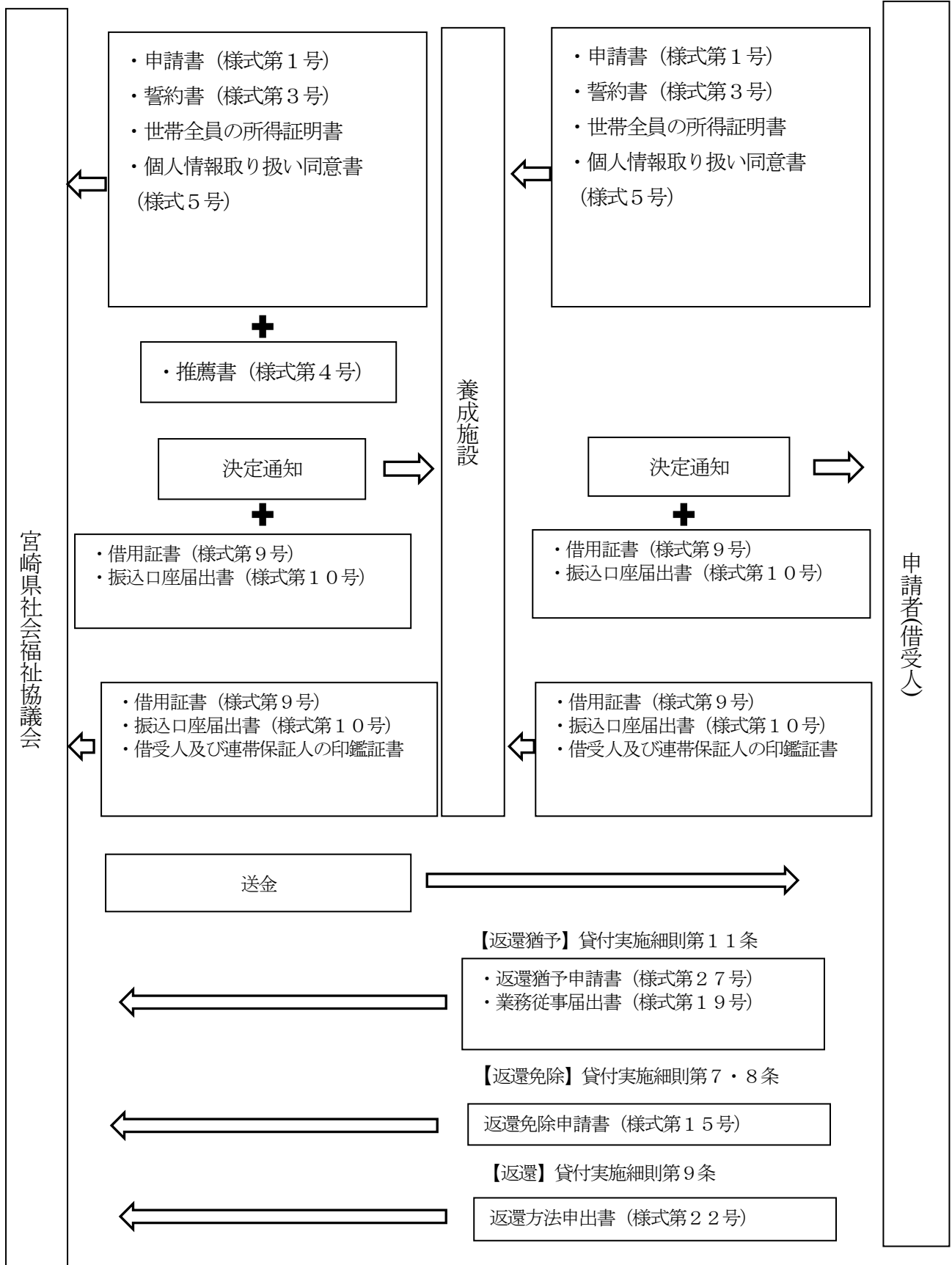
## 【入学前申請の場合】

【募集期間: 7月～12月】



〔介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付申請手続・契約等の流れ〕

【入学後申請の場合】



# 資料集

- 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付実施細則
- 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付実施細目
- 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）
- 介護福祉士修学資金等貸付制度＜様式及び記入例＞